

# 第5章 ICT政策の動向

## 第1節

### 総合戦略の推進

#### 1 国家戦略の推進

2020年（令和2年）に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が閣議決定された。これは、デジタル社会の将来像、施策の策定に係る方針等を定める高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の見直しの考え方、デジタル庁設置の考え方等について、政府の方針を示すものである。デジタル社会を形成するために、①オープン・透明、②公平・倫理、③安全・安心、④継続・安定・強靱、⑤社会課題の解決、⑥迅速・柔軟、⑦包摂・多様性、⑧浸透、⑨新たな価値の創造、⑩飛躍・国際貢献を基本原則とした施策の展開を進めていくこととしている。

これを踏まえ、2021年（令和3年）2月には、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けること及びデジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ることを任務とするデジタル庁の設置法案を含めたデジタル改革関連6法案が閣議決定され、同年5月に国会で可決・成立し、公布された。

2021年6月には「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定された。同計画は、デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）の施行（2021年9月1日）を見据え、同法第37条第1項に規定する「デジタル社会の形成に関する重点計画」に現時点において盛り込むべきと考えられる事項を示したもので、①我が国が目指すデジタル社会と推進体制や、②デジタル社会の形成に向けた基本的な施策が記載されている。

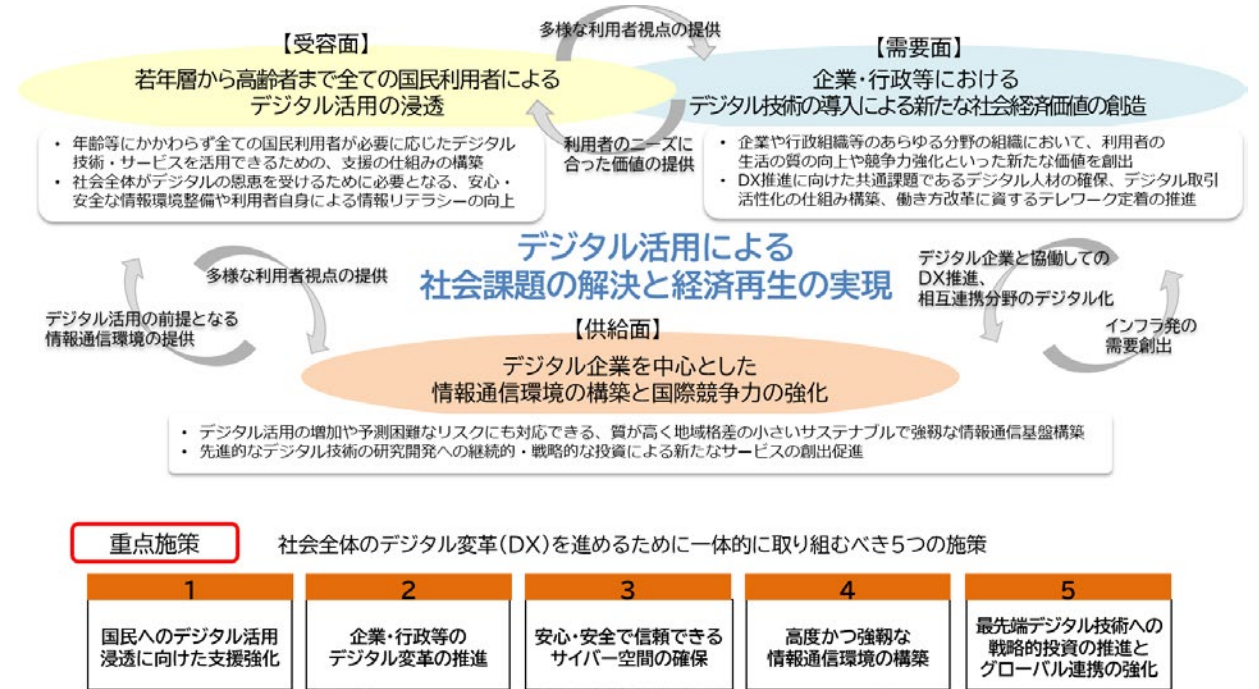
#### 2 総務省のICT総合戦略の推進

##### 1 「ポストコロナ」時代におけるデジタル活用の推進

総務省では、新型コロナウイルス感染症の影響下におけるデジタル活用の普及・促進に向け、新たな日常の確立と経済再生・地域活性化の実現の観点から、中長期的な展望を視野に入れつつ検討を行うため、2020年（令和2年）10月から「『ポストコロナ』時代におけるデジタル活用に関する懇談会」を開催した。検討に当たっては、日常生活やビジネスシーンにおけるデジタルサービスの活用に関し、自治体、事業者・事業者団体、一般消費者団体や有識者から幅広くヒアリングを行い、2021年（令和3年）6月には①若年層から高齢者まで全ての国民利用者によるデジタル活用の浸透（受容面）、②企業・行政等におけるデジタル技術の導入による新たな社会的価値の創造（需要面）、③デジタル企業を中心とした情報通信環境の構築と国際競争力の強化（供給面）、の3つを基本的視座とした報告書を取りまとめた。同報告書では、基本的視座を踏まえ、デジタルサービスを受ける一般利用者、デジタル技術を導入・活用する企業・行政、デジタル技術を開発・提供するデジタル企業の3つの主体に着目し、社会全体のデジタル変革を進めるために一体的に取り組むべき施策として、「国民へのデジタル活用浸透に向けた支援強化」、「企業・行政等のデジタル変革の推進」、「安心・安全で信頼できるサイバー空間の確保」、「高度かつ強靱な情報通信環境の構

策]、「最先端デジタル技術への戦略的投資の推進とグローバル連携の強化」の5つを重要施策として整理した(図表5-1-2-1)。

図表5-1-2-1 デジタル活用による社会課題の解決と経済再生の実現のための基本的視座と重要施策



## 2 Society5.0の実現に向けた経済構造革新への基盤づくり

近年、デジタル分野のプラットフォーマー(以下「デジタル・プラットフォーマー」という。)がイノベーションを牽引し、事業者の市場アクセスや消費者の便益向上に貢献している。また、デジタル・プラットフォーマーが製造業等のリアル分野にも事業領域を拡大し、世界の時価総額上位企業を米国や中国のデジタル・プラットフォーマーが占める状況もみられる。他方、こうしたデジタル・プラットフォーマーを巡っては、取引条件の不透明・不公正、データ寡占、個人情報漏洩、プラットフォーム上での違法・不適切な行為等の問題点が我が国を含め、世界的に指摘されている。

こうした中、総務省、経済産業省及び、公正取引委員会は、2018年(平成30年)6月に閣議決定された「未来投資戦略2018」において、プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備のために、同年中に基本原則を定め、これに沿った具体的措置を早急に進めるべきものとされたことを踏まえ、競争政策、情報政策、消費者政策等の学識経験者から構成された「デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会」を同年7月から開催し、調査・検討を行った。同年12月、総務省、経済産業省及び公正取引委員会は、プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備の基本原則を策定した。また、2019年(令和元年)5月に取引環境の透明性・公正性確保に向けたルール整備の在り方に関するオプション及びデータ移転・開放等の在り方に関するオプションが取りまとめられた。

また、同年6月に閣議決定された「成長戦略実行計画」に基づき、同年9月、内閣官房に「デジタル市場競争本部」が設置された。同本部の下、デジタル市場に関する重要事項の調査審議等を実

施するため、総務大臣も構成員として参加するデジタル市場競争会議が開催されている。同会議ではデジタル市場のルール整備について議論が行われ、「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公平性の向上に関する法律」等が、2020年（令和2年）通常国会で成立した。その後、デジタル市場競争会議WGにおいて、同法の施行に向けて、特定デジタルプラットフォーム提供者の指定に関する指標、特定デジタルプラットフォーム提供者による情報開示に関する論点に加え、自主的な手続・体制整備に関する指針やモニタリング・レビューの方向性について議論を行った。これらの議論を踏まえて政省令及び指針（告示）が整備され、2021年（令和3年）2月に同法が施行された。この他、データの価値評価も含めた独占禁止法のルール整備、デジタル・プラットフォームと個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用規制の考え方の整理及びデジタル広告市場の競争状況の評価について検討が行われてきた。